

様式 1

事業報告書

(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 公陽会

① ☒ 財団 ☐ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市天神町 11 番 3 号

(3) 設立認可年月日 平成 18 年 12 月 22 日

(4) 設立登記年月日 平成 19 年 1 月 9 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	坂本 公児	院長
常務理事	坂本 理絵	事務長
理 事	坂本 望	
監 事	小田島葉子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さかもと整形外科	岩手県盛岡市天神町 11 番 3 号	—

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 18 日 令和 3 年度決算の決定

令和 3 年 5 月 18 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(7) そ の 他
なし

様式 2

法人名 医療法人公陽会

所在地 岩手県盛岡市天神町 1 1 - 3

※医療法人整理番号

295

財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	64,339 千円
2. 負 債 額	1,298 千円
3. 純 資 産 額	63,040 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,892
B 固 定 資 産	38,446
C 資 産 合 計 (A+B)	64,339
D 負 債 合 計	1,298
E 純 資 産 (C-D)	63,040

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人公陽会

※医療法人整理番号

295

所在地 岩手県盛岡市天神町 1 1 - 3

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,892	I 流 動 負 債	1,298
II 固 定 資 産	38,446	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	2,824	負 債 合 計	1,298
2 無 形 固 定 資 産	1,667	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	33,954	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,900
		II 積 立 金	53,140
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	63,040
資 産 合 計	64,339	負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,339

様式 4－2

法人名 医療法人公陽会
所在地 岩手県盛岡市天神町11-3

※医療法人整理番号 295

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	69,464
2 事業費用	66,015
本来業務事業利益	3,449
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	3,449
II 事業外収益	2,604
III 事業外費用	0
経常利益	6,053
IV 特別利益	486
V 特別損失	429
税引前当期純利益	6,110
法人税等	1,196
当期純利益	4,913

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 公陽会

理事長 坂本 公児 殿

私は、医療法人 公陽会の第16期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月18日

医療法人公陽会

監事 小田島葉子

